

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によれば、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までA所在のB会社（以下「事業場」という。）において、運転手として業務に従事していたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日C研究センターに受診し「統合失調症」と診断され、以後、同疾病名により複数の医療機関において加療した。

請求人は、平成〇年の初め頃から平成〇年〇月までの間、朝8時から深夜0時まで勤務し、休日の出勤もあり、全く自由時間がないほど運転の仕事させられたことにより精神障害を発病したとして、平成〇年〇月〇日付けで監督署長に対して、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) D医師作成の平成○年○月○日付け意見書によれば、請求人は、平成○年○月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F2 統合失調症」(以下「本件疾病」という。)を発症したとされている。請求人は本件疾病発病時期を平成○年○月頃と主張するが、当審査会は、請求人の症状の経過及び医証等に照らし、発病日及び疾病名に係るD医師の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷について検討することとなるが、請求人は事業場を平成○年○月○日に退職しており、本件資料をみても、発病前6か月間において本件疾病の発病に関与したと考えられるような出来事があったことを裏付ける具体的、客観的資料は見受けられない。

さらに、請求人は、要旨、平成○年の○頃から平成○年○月までの間は朝8時から深夜0時までの勤務で、社長の運転手として深夜まで多忙な社長に付き合い、また、休日でも呼び出されて仕事に出ることも頻繁にあり、自由時間がなかった旨主張するが、事業場の履歴事項全部証明書によると、事業場は平成○年○月○日に解散しており、事業場関係者への連絡も取れず、上記請求人主張について客観的な事実関係を確認することができないことから、心理的負荷について評価することはできない。また、当該出来事があったとしても、本件

疾病発病の2年以上前の出来事であるため評価の対象とはならない。

(4) 以上のとおり、請求人の主張する出来事は、本件疾病発病前おおむね6か月の出来事には該当せず、また、本件疾病は請求人が事業場を退職後2年以上経過してから発病したものであり、発病に影響した業務による出来事も認められないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。